

○令和4年度 運営指導における主な指摘事項

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	訪問介護員等の員数及び勤務体制の確保について	<p>指定訪問介護事業所と、同一建物である有料老人ホームについて、それぞれの勤務表(職員の重複なし)を作成していることは確認した。しかし、訪問介護員として勤務時間を計上している日であっても、有料老人ホームの職員として勤務していると判断せざるを得ない時間帯、実態があることも確認した。このことから、訪問介護員等が常勤換算方法で2.5以上となっているかどうか厳密に確認することができなかった。</p> <p>指定訪問介護事業所においては、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を明確に定めること。特に、日々の勤務時間については、指定訪問介護事業所の職務に従事する時間と有料老人ホームの職務に従事する時間を明確にしておく必要がある。</p> <p>勤務表について現在別々に作成していることは問題ないが、各事業所を兼務する従業者がいるのなら、一つの勤務表で2段書きをするなど、従業者にも管理側にも明確になるものを作成すること。</p> <p>そのうえで、訪問介護員等としての勤務時間を明確にし、常勤換算方法で2.5以上となっているかどうか確認すること。</p>	東濃県事務所
2	訪問介護	サービス提供責任者について	<p>サービス提供責任者が同一建物内の住宅型有料老人ホームで、当該施設業務を行うことを確認した。</p> <p>サービス提供責任者は、指定訪問介護事業所ごとに常勤であること。</p>	東濃県事務所
3	訪問介護	サービス提供の記録について	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録することとなっているが、確認した利用者3名について、貴事業所が使用しているシステムでの実施記録を確認できない日が数日あり、当該実績記録のないサービス提供分についても国保連へ請求していることが確認された。</p> <p>サービスは提供しているとのことだが、他の記録からも提供した実績が確認できないことから、当該提供サービスの介護報酬算定は不可であるため、他の利用者についても自己点検を行い、その結果を「自主点検結果報告(別紙1及び別紙2)」により報告するとともに、必要な過誤調整を行うこと。また提供したサービスについては、提供日及びその内容等を適切に記録すること。</p>	東濃県事務所
4	訪問介護	職場におけるハラスメントの対策について	<p>職場におけるハラスメントの防止のための措置がなされていないことを確認した。</p> <p>ハラスメントを防止するための方針の明確化、その周知・啓発及び相談に適切に対応するための体制整備等必要な措置を講じること。</p>	東濃県事務所
5	訪問介護	深夜加算について	<p>深夜加算を算定している利用者〇名のうち〇名について、深夜加算の算定対象外の提供時間で当該加算を算定していることが確認された。実際には夜間加算の対象時間であることが確認されたため、他の利用者についても自己点検を行い、その結果を「自主点検結果報告(別紙1及び別紙2)」により報告するとともに、必要な過誤調整を行うこと。</p>	東濃県事務所
6	訪問看護	訪問看護計画の作成について	<p>訪問看護計画を確認したところ、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標を達成するための具体的な内容等は記載されていたが、訪問時間や日程等が明らかになっていないことが確認された。</p> <p>居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護計画を作成するとともにサービスを提供すること。</p> <p>また訪問看護計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合には、当該訪問看護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>※備考欄に、訪問する曜日と時間、緊急時対応など記載しておくこと。</p>	東濃県事務所
7	訪問看護	運営規程について	<p>「〇〇訪問看護(介護予防訪問看護)運営規程」第4条に規定する職員の職種、員数及び職務内容について、職員の員数等に変更があったが、令和〇年〇月から変更していないことを確認したため、変更すること。</p> <p>また、運営規程を変更した場合は、変更後10日以内に東濃県事務所まで届け出ること。</p>	東濃県事務所
8	通所介護	設備及び備品等について	<p>指定通所介護事業所の設備は、専ら当該指定通所介護事業所の事業の用に供するものでなければならないが、一部の設備について、営業時間中に使用できない状態であることを確認したため、適切な対応を図ること。</p>	東濃県事務所

番号	種類	項目	指摘事項	県事務所
9	通所介護	宿泊サービスの設備について	<p>宿泊サービスは、指定通所介護事業所の営業時間外に、その設備を利用し、指定通所介護事業所の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして提供することをいう。</p> <p>宿泊サービスとして利用する部屋について確認したところ、指定通所介護事業所の営業時間中は施錠し、指定通所介護事業所の設備として使用できない状態であった。</p> <p>上記の場合、宿泊サービスとしての設備基準を満たさないため、適切な対応を図ること。</p> <p>また、適切な対応を図るため、必要な届け出を行うこと。</p>	東濃県事務所
10	通所介護	宿泊サービスの定員の遵守について	<p>宿泊サービスの利用定員は〇名であるが、定員以上に利用者を受け入れていることを確認したため、適切な対応を図ること。</p>	東濃県事務所
11	通所介護	サービス提供の記録について	<p>指定通所介護事業者は、指定通所介護等を提供した際には、提供日及び提供した具体的なサービス内容等を記録することとなっているが、確認した利用者3名について、介護記録が作成されていない日が複数あり、当該介護記録のないサービス提供分についても国保連へ請求していることが確認された。</p> <p>当該提供サービスの介護報酬算定は不可であるため、他の利用者についても自己点検を行い、その結果を「自主点検結果報告(別紙1及び別紙2)」により報告するとともに、必要な過誤調整を行うこと。</p>	東濃県事務所
12	通所介護	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)について	<p>前年度に引き続き当該加算を算定するためには、加算要件(介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上、または、介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上)を満たしていることが確認できるように、毎年3月に当該割合を算出した記録を作成すること。</p>	東濃県事務所
13	通所リハビリテーション	運営規程について	<p>令和〇年〇月〇日及び令和〇年〇月〇日に運営規程の変更をしたが、変更届出書を提出していないことを確認したため、運営規程を変更した場合は、変更後10日以内に東濃県事務所まで届け出ること。</p> <p>また、職員の員数等に変更があったが、運営規程の改定をしていないことを確認したため、変更すること。</p>	東濃県事務所
14	通所リハビリテーション	口腔機能向上加算(Ⅰ)について	<p>作成した口腔機能改善管理指導計画について、利用者等から口頭による同意は得ているとのことだが、対象となる利用者等に説明し、同意を得ていることがわかるよう記録を残すこと。</p>	東濃県事務所
15	特定施設入居者生活介護	利用料等の受領について	<p>医療処置・感染予防利用としてプラスチックグローブ及びおしり拭きを各居室に配置し、在庫がなくなった際に当該物品の費用を請求していることを確認した。</p> <p>当該物品は、排泄介助等の際に職員が使用する物であり、特定施設入居者生活介護費に含まれる物であるため、請求しないこと。</p>	東濃県事務所